

第3章 建築工事写真撮影・写真帳等作成

第1節 一般事項

下-4-3-1-1 適用範囲

本要領は大阪市建設局が発注する下水道施設にかかる建築工事写真の撮影、写真帳の作成に適用する。

- 1 工事写真の区分
 - (1) 工事着手前写真
 - (2) 工事工程写真
 - (3) 工事完成写真

第2節 写真撮影

下-4-3-2-1 撮影用具等

- 1 撮影用具
 - (1) 撮影にデジタルカメラを使用する場合は高画質（撮影対象物を正確に識別できるもの）で200万画素数程度以上のものとする。
 - (2) 写真の色彩はカラーとする
 - (3) 黒板（白板）は幅（高さ）700mm × 高さ（幅）50mm程度を標準とし、工事名称、施工箇所、工事内容、立会者名、受注者名の記載欄があるものとする。

工事名称	
施工箇所	
工事内容	
立会者	
受注者	

- (4) 撮影対象物に添えるスケールは箱尺又は幅広のスケールとし、目盛りの表示が大きく、使用に際してたるまないものとする。拡大して撮影が必要な対象物についてはコンベックスルール等を使用する。

2 撮影対象

撮影対象は「営繕工事写真撮影要領（令和3年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）の撮影対象表及び次による。

(1) 建設副産物の処理状況の撮影

- ① 撮影内容は積込み状況、運搬状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分地の状況、分別状況、再利用状況等について確認できるものとする。
- ② 運搬状況の撮影は副産物の内容、積載状況が確認できるものとし、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
- ③ 現場内利用や工事間利用の状況の撮影は工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
- ④ 再資源化施設、最終処分地の状況の撮影は施設名称看板等を入れて撮影する。

撮影方法・撮影時期

- ⑤ 撮影方法は「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事及び解体工事編）」の最新を参考とする。
- ⑥ 撮影距離は撮影対象の全体が撮影できる距離とする。黒板（白板）の配置、角度は撮影の支障とならない位置とし、文字及びスケールの目盛りが、読み取れるように調整する。
- ⑦ 撮影する施工箇所は黒板（白板）に設計図書の表示、符号を用いて記載する。必要に応じて説明図等を記載する。

<例> 躯体（梁）：2 F（B通り・③～④間） 2 G 1

躯体（柱）：1 F（B通り・③交点） 1 C 1

建具：2 F（B通り・③～④間） AG 4

外部：①通り 外壁

内部：2 F ○○室 内壁（床、天井）

- ⑧ 小黑板情報電子化を運用する場合は「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（国営整第211号 平成29年3月1日）による。
- ⑨ 地下部、夜間、室内等の撮影については照明に配慮し、撮影用具の高感度化等により撮影品質を確保する。
- ⑩ 監督職員による検査が定められている撮影対象については検査合格後に撮影を行う。

- ⑪ 支障物の発生、事故・災害等、不測の事態における状況撮影については監督職員の指示による。
- ⑫ 完成写真の撮影は次による。
 - ・建物の外観は4面から全景を撮影する。
 - ・屋内は一室毎とするが、これに抛りがたい場合は監督職員の指示による。

第3節 工事写真帳の作成

下-4-3-3-1 工事写真帳の作成

1. デジタル写真等の加工・編集

デジタル写真等の加工・編集は認めない。ただし、撮影品質の確保のため撮影内容に影響を与えない修正については監督職員の承諾の上、行うことができる。

2. 写真及び台帳等の品質、サイズ

- (1) 写真の焼付け用紙は焼付け面に光沢があり、撮影対象が明確に認識できる品質のものとする。
- (2) 写真のサイズは着手前、施工写真はL版（89mm×127mm）程度、完成写真は2L版（127mm×178mm）程度とする。
- (3) 写真の台帳は市販品程度とし、サイズは四つ切（320mm×270mm）またはA4（210mm×297mm）程度とする。
- (4) 文書作成ソフト等を利用し、写真帳を作成する場合は印刷に使用する用紙は光沢のあるものとし、撮影対象が明確に認識できる品質のものとする。

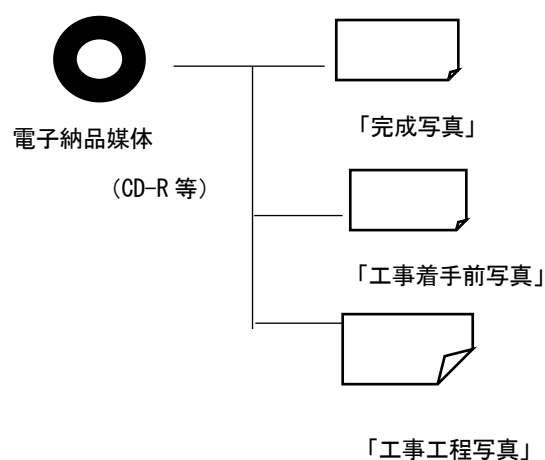
3. 写真帳の作成

- (1) 写真帳が分冊となる場合は、[当該番号／総番号]を表紙、背表紙に記載する。
- (2) 写真帳の表紙には工事名称、工事期間、受注者名、工事種別等を記載する。工事名称、工事種別については背表紙にも記載する。
- (3) 複数の工事場所または棟がある場合は工事場所、棟毎に写真帳を作成する。
- (4) 工事写真は工事着手前から完成までの経過が確認できるように、施工順に従い整理、編集する。施工内容の確認が困難な撮影対象については写真とともに説明図や説明文を添付する。

第4節 工事写真の電子納品

下-4-3-4-1 電子納品

- (1) 工事写真の電子納品は完成図書（CD-R等）とは別の電子納品媒体（CD-R等）とする。
- (2) 工事写真のファイル形式はJPEGを標準とするが、その他のファイル形式を使用する場合は監督職員との協議による。
- (3) 電子納品媒体の作成方法、情報管理は「建築工事完成図書（電子納品媒体）作成要領」によるが、図書名称(⑥)は「工事写真」とする。
- (4) フォルダ構成は「工事完成写真」、「工事着手前写真」、「工事工程写真」に区分する。



- (5) ウィルス検査は建築工事完成図書（電子納品媒体）作成要領3. ⑫による。
- (6) 電子納品媒体の提出は1部とする。